

平成29年度

郡上市財政健全化判断比率
等に関する審査意見書

郡上市監査委員

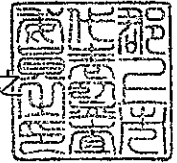


郡監第11号

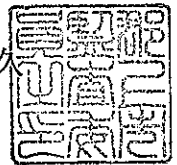
平成30年8月30日

郡上市長 日置 敏明 様

郡上市監査委員 大坪 博



郡上市監査委員 田中 康久



平成29年度郡上市財政健全化判断比率等に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成29年度郡上市一般会計歳入歳出決算等における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに平成29年度の郡上市水道事業会計歳入歳出決算、郡上市病院事業会計歳入歳出決算、郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算、郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算及び郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算における資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、それぞれの審査をしたので、次のとおり意見を提出します。

平成29年度郡上市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の種類

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

2 審査の対象

平成29年度郡上市の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

3 審査の着眼点及び方法

市長から審査に付された平成29年度郡上市一般会計歳入歳出決算等における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令等に照らして健全化判断比率の算定過程に誤りはないか。健全化判断比率の算定において法令等に基づく適切な算定要素が用いられているか。健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。客観的事実の妥当性を判断した上で健全化判断比率の算定を行う場合において当該判断が公正に行われているかを主な着眼点として実施した。

4 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 郡上市役所4階委員会室

審査実施日程 平成30年8月10日

5 審査の結果及び意見

市長から審査に付された健全化判断比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていることを認めた。実質赤字比率と連結実質赤字比率については、実質収支が黒字のため数値として表れていないので良好な状態と認める。実質公債費比率については、前年度に比べて0.2ポイント改善され12.7%となった。これは起債の上限枠を毎年度設け厳格に実行してきたことや繰上償還などが影響していると思われる。今後も引き続き財政健全化に向けて努力されたい。将来負担比率は前年度に比べて22.4ポイント上昇し67.4%となっている。これは一般会計地方債残高、公営企業債等繰入見込額の簡易水道事業、下水道事業や退職手当負担見込が増加。充当可能基金の財政調整基金と公共施設整備基金が減少したことが大幅に上昇した要因となっている。

健全化判断比率	平成 29 年度	平成 28 年度	増 減	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	1 2 . 5 9 %
連結実質赤字比率	—	—	—	1 7 . 5 9 %
実質公債費比率	1 2 . 7 %	1 2 . 9 %	△ 0 . 2	2 5 . 0 %
将 来 負 担 比 率	6 7 . 4 %	4 5 . 0 %	2 2 . 4	3 5 0 . 0 %

※平成 29 年度の比率は別紙付表により算出した数値であり、比率として表れないものは「—」と記載した。

平成29年度郡上市公営企業会計決算等における 資金不足比率に関する審査意見書

1 審査の種類

資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）

2 審査の対象

平成29年度の郡上市水道事業会計歳入歳出決算、郡上市病院事業会計歳入歳出決算、郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算、郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算及び郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算に基づく資金不足比率（以下「郡上市水道事業会計歳入歳出決算等に基づく資金不足比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

3 審査の着眼点及び方法

市長から審査に付された平成29年度の郡上市水道事業会計歳入歳出決算等に基づく資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令等に照らして資金不足比率の算定過程に誤りはないか。資金不足比率の算定において法令等に基づく適切な算定要素が用いられているか。資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。客観的事実の妥当性を判断した上で資金不足比率の算定を行う場合において当該判断が公正に行われているかを主な着眼点として実施した。

4 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 郡上市役所4階委員会室

審査実施日程 平成30年8月10日

5 審査の結果及び意見

市長から審査に付された平成29年度の郡上市水道事業会計歳入歳出決算等に基づく資金不足比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていることを認めた。資金不足比率は、資金の不足額がなく算定されたことから、これらの事業の経営の健全性は保たれていると判断できる。

会 計 区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	増減	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0%
病 院 事 業 会 計	—	—	—	
簡易水道事業特別会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
宅地開発特別会計	—	—	—	
小水力発電事業特別会計	—	—	—	

※平成 29 年度の比率は別紙付表により算出した数値であり、比率として表れないものは「—」と記載した。

付 属 資 料

[付表]

実質赤字比率	-	(早期健全化基準:12.59%、財政再生基準:20.00%)
--------	---	--------------------------------

(参考:△4.71%)

※財務 財政健全化に関する指標についてより)

(計算式)

$$\begin{aligned} \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額(A)}}{\text{標準財政規模(B)}} \\ &= \frac{\triangle 854,976}{18,124,189} \quad (\text{単位:千円}) \end{aligned}$$

【一般会計等の実質赤字額(A)】

(単位:千円)

会 計 名	歳 入 額	歳 出 額	繰越明許費 繰越財源額	事業繰越額	実質収支額
一般会計	32,438,618	31,442,996	146,097	0	849,525
青少年育英奨学資金貸付特別会計	64,356	58,905	0	0	5,451
鉄道経営対策事業基金特別会計	1,304	1,304	0	0	0
ケーブルテレビ事業特別会計	139,856	86,072	53,784	0	0
合 計	32,644,134	31,589,277	199,881	0	854,976

実質赤字額	△ 854,976
-------	-----------

【標準財政規模(B)】

(単位:千円)

項 目	金 額
標準税収入額等	6,146,233
普通交付税額	11,195,346
臨時財政対策債発行可能額	782,610
合 計	18,124,189

連結実質赤字比率	-	(早期健全化基準:17.59%、財政再生基準:30.00%) (参考:△19.25%)
----------	---	--

(計算式)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(A)+(B)+(C)}}{\text{標準財政規模(D)}}$$

$$= \frac{\Delta 3,490,517}{18,124,189} \quad (\text{単位:千円})$$

【一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額(A)】

(単位:千円)

会 計 名	歳 入 額	歳 出 額	繰越明許費 繰越財源額	事業繰越額	実質収支額
一般会計	32,438,618	31,442,996	146,097	0	849,525
青少年育英奨学資金貸付特別会計	64,356	58,905	0	0	5,451
鉄道経営対策事業基金特別会計	1,304	1,304	0	0	0
ケーブルテレビ事業特別会計	139,856	86,072	53,784	0	0
国民健康保険特別会計	5,673,876	5,171,601	0	0	502,275
国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	494,837	466,761	0	0	28,076
介護保険特別会計	4,374,023	4,179,160	0	0	194,863
後期高齢者医療特別会計	588,272	573,992	0	0	14,280
介護サービス事業特別会計	698,838	685,173	0	0	13,665
駐車場事業特別会計	6,153	2,279	0	0	3,874
合 計	44,480,133	42,668,243	199,881	0	1,612,009

実質赤字額	△ 1,612,009
-------	-------------

【公営企業会計(法適用企業)の資金不足額(B)】

(単位:千円)

会 計 名	流動資産等	流動負債等	資金不足・剰余額
水道事業会計	1,411,489	123,316	1,288,173
病院事業会計	988,054	537,206	450,848
			0
合 計	2,399,543	660,522	1,739,021

資金不足額	△ 1,739,021
-------	-------------

【公営企業会計(法非適用企業)の資金不足額(C)】

(単位:千円)

会 計 名	歳 入 額	歳 出 額	繰越明許費繰越財源額	資金不足・剰余額
簡易水道事業特別会計	1,413,721	1,313,020	1,300	100,701
下水道事業特別会計	2,310,144	2,284,066	4,500	26,078
宅地開発特別会計	358	356	0	12,708
小水力発電事業特別会計	13,817	13,817	0	0
合 計	3,738,040	3,611,259	5,800	139,487

※宅地開発特別会計の資金不足・剰余額は土地収入見込額を含む

資金不足額	△ 139,487
-------	-----------

【標準財政規模(D)】

(単位:千円)

項 目	金 額
標準税収収入額等	6,146,233
普通交付税額	11,195,346
臨時財政対策債発行可能額	782,610
合 計	18,124,189

実質公債費比率	12.7 (早期健全化基準:25.0%、財政再生基準:35.0%)
---------	-----------------------------------

実質公債費比率 = $(12.64149 + 13.24712 + 12.47540) \div 3$
(3ヶ年平均)

(計算式)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金・準元利償還金等(A) - 算入公債費等の額(B)}{\text{標準財政規模(C) - 基準財政需要額算入額}}$$

【単年度の実質公債費比率】

平成27年度	平成28年度	平成29年度
12.64149%	13.24712%	12.47540%

実質公債費比率 = (単年度)	平成27年度	1,843,514
		14,583,047
	平成28年度	1,860,530
		14,044,785
	平成29年度	1,689,114
		13,539,558

【地方債の元利償還金・準元利償還金等(A)】

(単位:千円)

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	5,064,583	4,783,657	4,500,777
満期一括償還地方債1年当たりの元金償還金相当額	0	0	0
公営企業に要する経費の地方債の償還財源繰入金	1,719,447	1,761,897	1,825,181
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	3,685	3,681	2,832
一時借入金の利子	692	403	23
合 計	6,788,407	6,549,638	6,328,813

【算入公債費等の額(B)】

(単位:千円)

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基準財政需要額算入額	4,874,941	4,625,336	4,584,631
特定財源の額	69,952	63,772	55,068
合 計	4,944,893	4,689,108	4,639,699

【標準財政規模(C)】

(単位:千円)

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
標準税収入額等	6,064,121	6,016,114	6,146,233
普通交付税額	12,354,971	11,865,056	11,195,346
臨時財政対策債発行可能額	1,038,896	788,951	782,610
合 計	19,457,988	18,670,121	18,124,189

将来負担比率	67.4% (早期健全化基準:350%)
--------	----------------------

(計算式)

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{算入公債費等の額(D)}} \\ &= \frac{9,128,124}{13,539,558} \quad (\text{単位:千円}) \end{aligned}$$

【将来負担額(A)】

(単位:千円)

項目	金額
イ 一般会計等の当該年度末における地方債現在高	33,941,578
ロ 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)	15,600
ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等 見込額	23,901,917
ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担 等見込額	0
ホ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額	944,246
ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担 している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した 一般会計等の負担見込額	0
ト 連結実質赤字額	0
チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0
合 計	58,803,341

【充当可能財源等(B)】

(単位:千円)

項目	金額
リ 地方債の償還額等に充当可能な基金	8,870,383
ヌ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	389,078
ル 地方債の償還等に係る基準財政需要額算入見込額	40,415,756
合 計	49,675,217

【標準財政規模(C)】

(単位:千円)

項目	金額
標準財政規模	18,124,189

【算入公債費等の額(D)】

(単位:千円)

項目	金額
基準財政需要額算入額	4,584,631

	会 計 名	比 率	(参考) (経営健全化基準:20%)
資金不足比率	水道事業会計	-	(△ 593.3%)
	病院事業会計	-	(△ 13.0%)
	簡易水道事業特別会計	-	(△ 28.0%)
	下水道事業特別会計	-	(△ 3.9%)
	宅地開発特別会計	-	(0.0%)
	小水力発電事業特別会計	-	(0.0%)

(計算式)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額(A)}}{\text{事業の規模(B)}}$$

[法適用企業:水道事業会計、病院事業会計]

資金の不足額(A) = 流動負債の一部+建設改良費等以外の経費の地方債現在高-流動資産の一部

事業の規模(B) = 営業収益の額-受託工事収益の額

[法非適用企業:簡易水道事業、下水道事業、小水力発電事業特別会計]

資金の不足額(A) = 歳出額+建設改良費等以外の経費の地方債現在高-歳入額-翌年度に繰り越すべき財源

事業の規模(B) = 営業収益相当収入額-受託工事収益相当収入額

[法非適用企業:宅地開発特別会計]

資金の不足額(A) = 歳出額+建設改良費等以外の経費の地方債現在高-歳入額-土地収入見込額

事業の規模(B) = 資本に相当する額+負債に相当する額

【資金の不足額(A)】

(単位:千円)

会 計 名	流動負債等 または歳出額	流動資産等 または歳入額	資金不足額 (△資金剰余額)
水道事業会計	123,316	1,411,489	△ 1,288,173
病院事業会計	537,206	988,054	△ 450,848
簡易水道事業特別会計	1,313,020	1,413,721	△ 100,701
下水道事業特別会計	2,284,066	2,310,144	△ 26,078
宅地開発特別会計	356	358	△ 12,708
小水力発電事業特別会計	13,817	13,817	0

【事業の規模(B)】

(単位:千円)

会 計 名	営業収益等	受託工事収益等	事業の規模
水道事業会計	217,132	0	217,132
病院事業会計	3,472,878	0	3,472,878
簡易水道事業特別会計	359,252	0	359,252
下水道事業特別会計	675,175	0	675,175
宅地開発特別会計	—	—	12,708
小水力発電事業特別会計	13,807	0	13,807